

瀬戸市建設工事等に係る予定価格事前公表試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約手続きの透明性を高めることを目的とし、予定価格の事前公表の試行に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、建設工事及び委託により行う別表1に掲げる業務（以下「建設工事等」という。）とする。ただし、随意契約は除くものとする。

(公表の方法)

第3条 一般競争入札については公告により、指名競争入札については指名通知により公表するものとする。

(公表の内容)

第4条 公表する予定価格には、入札書比較価格（予定価格の110分の100）を併記するものとする。

2 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を定めた場合には、当該最低制限価格又は低入札価格調査基準価格は事前公表せず、事後公表するものとする。

(入札の回数)

第5条 入札回数は1回とし、再度入札は行わないものとする。

(工事費内訳書の提出)

第6条 建設工事等の入札に際し、別表2に定める区分に応じ、入札参加業者から建設工事等の内訳書（以下「工事費等内訳書」という。）を提出させるものとする。

2 前項の規定において、工事費内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに引渡し予定の工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日以降に引渡し予定の工事について適用し、平成 3 1 年 9 月 3 0 日までに引渡し予定の工事については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係)

設計	建築設計 造園設計	設備設計	土木設計	下水道設計
測量	一般測量	航空写真測量		
調査	地質調査	補償物件調査	土質調査	環境調査
計画	都市計画			
その他	工事等競争入札参加資格者名簿に掲げる建設工事 2 8 業種から、業者を選定した業務			

別表 2 (第 6 条関係)

予定価格	工事費内訳書の提出
5 0 0 万円を超えるもの	すべての入札
5 0 0 万円を超えないもの	市長が指定した入札